

第 3 回検討部会の結果について

第 3 回検討部会では、以下の方針で議論がされたものと整理。

【スプリンクラー設備について】

- ① 有床の診療所、助産所におけるスプリンクラー設備設置義務を現行の 6 0 0 0 m²から 3 0 0 0 m²に引き下げる。
- ② 3 0 0 0 m²未満の有床診療所については、職員が避難誘導に専念する必要がある施設に対し、面積に係わらずスプリンクラー設備の設置を義務づける。ただし、3 0 0 0 m²未満の病院について同様の措置とするかどうかについてと、「職員が避難誘導に専念する必要がある施設」の詳細については、第 4 回に引き続き検討を行う。

(以下、スプリンクラー設備の設置義務が新たに生じる施設について)

- ③ 福祉施設（6 項口）でスプリンクラー設備を不要となるものとして規定している延焼拡大抑制構造について、同様のものを適用する。
- ④ 手術室等に係るスプリンクラーヘッドの免除については、既往の 3 0 0 0 m²以上の病院と同様に扱うこととする。
- ⑤ 水道連結型スプリンクラー設備が設置できる要件については、第 4 回で引き続き検討する。
- ⑥ 通常のスプリンクラー設備を設ける必要がある施設における、スプリンクラーヘッド免除部分には、補助散水栓又は屋内消火栓設備を設ける。

【火災通報装置について】

- ⑦ 消防機関への通報装置について、原則全ての有床診療所に設置することとし、自動火災報知設備と連動して通報がされる機構を設ける。